

企業年金連絡協議会会則

令和4年7月15日改正

企業年金連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 名称は企業年金連絡協議会（以下「この会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は東京都におく。

(目 的)

第3条 この会は企業年金の健全な発展を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡及び情報の交換
- (2) 企業年金の運営に関する調査・研究
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 会員は、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法に規定される「確定給付企業年金（基金型/規約型）」、「確定拠出年金（企業型）」及び改正厚生年金保険法附則に規定される「厚生年金基金」とする。

2 前項に規定されるものの他で、法人単位で年金制度を実施する法人及び法人格のある諸団体等は、準会員になることができる。

3 第1項及び第2項に該当しない法人及び諸団体等でこの会に入会を希望するものは、賛助会員になることができる。また、年金制度に関わる業務等を成す個人で、この会に入会を希望するものも賛助会員になることができる。

4 会員・準会員で、第1項及び第2項に該当しなくなった法人及び諸団体等及び正会員として加入予定の法人は、特別会員（団体）になることができる。また会員及び準会員の事務局に所属又は企業年金の業務に従事していた個人は特別会員（個人）になることができる。

5 第1項に該当するもののうち、当会が認めた法人又はその法人で当該業務に従事する個人はWEB会員となることができる。

6 上記会員資格における、会費、参加できる活動の範囲、総会の議決権等については別に定めるところによる。

(加入及び脱退)

第6条 この会に入会しようとするときは、その旨をこの会に届出、常任役員会の承認を得るものとする。

2 第5条各項に規定する会員（以下会員という）は、退会する旨をこの会に届出ることにより任意に退会することができる。なお、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会において半数以上の決議により、会員資格を喪失するものとする。この場合、その会員の申し出があれば、役員会での決議の前に弁明のための機会を与えることができる。

(1) この会の会則に違反したとき

(2) この会の理念に反する行為をしたとき

(3) 会費支払い義務を1年以上履行しなかったとき

(4) その他資格喪失とすべき正当な理由があるとき

3 会員がその資格を喪失したときは、この会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることができない。

4 会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(報 告)

第7条 第5条各項に規定する会員は、名称・事務所の移転・その他これに類する事項に異動が生じたときは、その旨をこの会に届出なければならない。

(会 費)

第8条 第5条各項に規定する会員は別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第3章 役員及び職員

(役 員)

第9条 この会は、役員として幹事及び監事をおく。

(幹事の数及び選任)

第10条 幹事数は50名以内とする。

2 幹事は総会において選任する。但し、別に定める役員選任規程にもとづき、幹事候補者を推薦することができる。なお、任期途中で辞任等により補充が必要な場合は、同規程にもとづき、常任役員会で承認し、次期総会において報告する。

(会長又は共同会長)

第11条 幹事のうち1名を会長又は複数名の場合を共同会長とし（以下「会長」という）、幹事において互選する

2 前項において、共同会長による場合は担当分野を決めてそれぞれ連帯して会長職を遂行する。

(副会長)

第12条 幹事のうち10名以内を副会長とし、幹事において互選する。

(常任幹事)

第13条 幹事のうち半数以内を会長・副会長・常任幹事の合計人数とし、常任幹事は幹事において互選する。

(監事の数及び選任)

第14条 監事の数 は2名以内とする。

2 監事は総会において選任する。但し、別に定める役員選任規程にもとづき、監事候補者を推薦することができる。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

2 役員はその任期満了の後においても後任者が就任するまでは、引続きその職務を行うものとする。

(職務)

第16条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

3 常任幹事は会務を執行する。

4 監事はこの会の経理及び業務全般に関する監査を行う。監事は常任役員会に出席することができる。

(事務局)

第17条 この会に事務局をおくことができる。事務局職員は役員会の同意得て会長が任命する。

第4章 専任顧問

(専任顧問)

第18条 この会に専任顧問をおくことができる。専任顧問はこの会の会員に所属していた者で学識又は経験を有する者を役員会の同意を得て会長が委嘱する。委嘱期間は原則として1年間とする。但し、再委嘱することを妨げない。また本人からの申し出があった場合など、委嘱期間中であっても専任顧問を解くことができる。

(役員会及び総会への出席)

第19条 会長が必要と認めたときは、常任役員会及び役員会に出席することができる。

2 専任顧問は総会及び研修会に出席することができる。

(追加的役割)

第19条の2 会務を支援及び執行させるために、会長が必要と認めたときは、役員会において幹事として選任することができる。役員会で選任された場合は、次期総会において報告する。

第5章 総 会

(招 集)

第20条 総会は通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集するのを常例とする。

3 臨時総会は必要に応じて招集する。

(議 長)

第21条 総会の議長は会長があたる。

(議決権)

第22条 議決権は第5条第1項の会員のみが有する。

(議決事項)

第23条 次の事項は総会の議決又は承認を経なければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収入支出の予算及び決算
- (3) 役員の選任及び承認
- (4) 会則の変更
- (5) 会費の変更
- (6) その他重要な事項

(代理表決)

第24条 総会に出席できない会員は他の会員に委任して表決に加わることができる。

2 前項の受任者は、その旨を証明する書面をあらかじめ議長に提出しなければならない

第24条の2 総会に出席できない会員は、前条第1項の定めによらず、委任状を提出することにより表決を議長に一任することができる。

(定 足 数)

第25条 総会は会員の半数以上が出席（受任出席及び委任状提出を含む）しなければ議事を開くことができない。

(議 事)

第26条 議事は出席した議決権のある会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専決事項)

第27条 総会に付議しなければならない事項であつて、急施を要し総会を招集する時間のないときは、役員会において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第6章 役員会

(招 集)

第28条 この会に役員会をおき幹事及び監事をもって構成する。役員会は原則として隔月開催し、会長が招集する。

(議 長)

第29条 役員会の議長は会長があたる。議事進行については会長が指名した役員があたること
ができる。

(決定事項)

第30条 次の事項は役員会において決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 第27条に規定する専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) その他業務執行に関し役員会において必要と認めた事項
- (5) 常任役員会で審議した重要な事項

第7章 常任役員会

(招 集)

第31条 この会に常任役員会をおき、会長・副会長及び常任幹事をもって構成する。常任役員
会が必要に応じ随時開催し、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、部会長・専門委員会委員長及び専任顧問等は会長の指名により出
席できる。

(議 長)

第32条 常任役員会の議長は会長があたる。議事進行については会長が指名した役員があたる
ことができる。

(執行事項)

第33条 常任役員会は次の事項を執行する。

- (1) 総会で議決した事項
- (2) 役員会で決定した事項
- (3) その他必要と認めた事項

第8章 部会及び専門委員会

(専門委員会)

第34条 この会の事業目的を達成するために、役員会は必要に応じ部会及び専門委員会を設けることができる。部会は企業年金の形態ごとに設けることができる。

(委 員)

第35条 前条の部会及び専門委員会の委員は、特に定めた部会及び専門委員会を除き、第5条第1項の会員及び第2項第4項の会員で部会及び専門委員会で入会が認められた会員をもって構成する。

2 前項の委員のうち1名を部会及び専門委員会の委員長とし会長が委嘱する。

3 前項にかかわらず、複数名を共同部会長及び共同委員長として会長が委嘱することができる。

(調査・研究事項の答申)

第36条 部会及び専門委員会において調査研究した事項については、役員会に答申しなければならない。

第9章 会 計

(会計年度)

第37条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第38条 この会の経費は会費及びその他の収入をもって支弁する。

(決 算)

第39条 決算報告は監事の監査を受けて、次の総会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、	平成3年4月1日施行
	平成9年5月16日改定
	平成14年5月24日改定
	平成16年5月28日改定
	平成17年5月27日改定
	平成18年5月26日改定
	平成20年5月16日改定
	平成23年5月16日改定

平成25年5月15日改定

平成26年5月14日改定

平成27年5月13日改定

平成29年5月10日改定

平成30年5月21日改定

第5条第1項、第4項、第5項は平成29年10月1日より適用する。

令和4年7月15日改定